

平成24年度

北海道障がい者条例に関する 施策の推進状況

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

北海道障がい者条例による取組の概要

○ 推進本部

■ 推進本部会議の開催

知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るための協議を行う。

■ 調査部会の開催

地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

○ 条例の広報

■ 条例の理念や施策内容について広く道民に周知

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 権利擁護の推進

- 虐待や差別等の解消
- 障がいや障がい者に対する道民理解の促進

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

- 地域づくり委員会の協議
- 地域支援体制づくりの推進
- <関連事業>
- 入所型施設の地域生活支援型事業への転換推進
- 障がい者・高齢者など施策の枠組を超えた共生型基盤整備の推進

3 障がい者の就労支援

- 「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく取組の推進
- 企業等と連携した就労支援の取組の推進
- 授産事業所等への官公需の発注促進
- 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進
- 授産製品の販路拡大
- ITを活用した障がい者の在宅就業の促進

項 目	主な取組内容
<p data-bbox="73 555 114 721" style="writing-mode: vertical-rl;">推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="137 309 424 383">■ 推進本部会議の開催 <li data-bbox="137 689 424 725">■ 調査部会等の開催 	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="466 309 1461 383">1 知事を本部長とする推進本部会議を開催し、推進状況の報告及び今後の取組方針等について協議を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="491 423 1449 611">○ 開催月日：平成24年6月8日 主な議題：・平成23年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について ・平成24年度北海道障がい者条例の取組方針案について <li data-bbox="466 689 1461 725">2 調査部会を開催し、情報交換や地域課題の協議を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="491 766 1461 840">○ 開催月日：平成24年6月8日 主な議題：北海道障がい者権利擁護センターの整備について等

項 目	主な取組内容
<p data-bbox="73 1518 114 1729" style="writing-mode: vertical-rl;">条例の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="137 1205 424 1323">■ 条例の理念や施策内容について、広く道民に周知 	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="466 1205 1487 1279">1 条例の取組状況などを発信するフォーラムやタウンミーティングの開催のほか、道職員により条例の説明を行う出前講座等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="491 1319 1091 1393">○ 実施回数：フォーラム 3回 タウンミーティング 3回 <li data-bbox="466 1471 1487 1621">2 地域づくり委員会の利用促進を図る啓発用ポスター（「気がついて！障がい者からのSOS」）、条例の内容を解説したパネル、障がいに配慮した接し方などについてのDVDを医療機関、団体、福祉事業所に貸し出し、職員研修や行事等で活用。 <li data-bbox="466 1702 1487 1816">3 条例の「3つの柱」について、わかりやすく説明したパンフレット（「わかりやすい北海道障がい者条例」）を市町村、障がい福祉関係団体、特別支援学校、当事者団体に配布。

項目

主な取組内容

■虐待や差別等の解消

1 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立の事案の協議など。

○ 地域づくり委員会への協議申立等の受付件数 19件

○ 申立事案の例

- ・ 聴覚障害者が手話通訳者を介し電話で契約を解除する際、本人の意思確認を、電話の代わりに、FAXやメールにより受け付けてほしい。
- ・ 積雪による段差で、公園の障がい者用トイレやバス停が利用できない。

2 北海道障がい者権利擁護センターを10月1日に設置

○ 北海道障がい者権利擁護センターの相談対応状況 35件
(うち虐待事案 15件)

○ 虐待の種別別状況：養護者 4件
施設従事者 7件
使用者 4件

○ 虐待の態様別状況：身体的虐待 4件
性的虐待 3件
心理的虐待 3件
放棄・放任 3件
経済的虐待 2件

3 障害者虐待防止法（平成24年10月施行）をわかりやすく説明したパンフレット（『「障害者虐待防止法」が施行されました ～障がい者を虐待から守りましょう～』）を作成し、市町村、障がい福祉関係団体、障害福祉サービス事業所などに配布。

■障がいや障がい者に対する道民理解の促進

4 障がいに配慮した接し方などについてのDVDを学校等に貸し出すとともに、動画をホームページに掲載。

項目	主な取組内容
<p data-bbox="73 835 118 1525" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 46px; top: 373px;">障がい者が暮らしやすい地域づくり</p> <p data-bbox="142 349 432 427">■地域づくり委員会の協議</p> <p data-bbox="142 580 432 658">■地域支援体制づくりの推進</p> <p data-bbox="142 810 331 846"><関連事業></p> <p data-bbox="142 851 432 1003">■障がい者・高齢者など施策の枠組を超えた共生型基盤整備の推進</p>	<p data-bbox="461 349 1473 427">1 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立のあった事案や地域課題を協議。</p> <p data-bbox="488 465 1310 501">○ 地域づくり委員会の開催回数：14圏域合計 34回</p> <p data-bbox="461 580 1461 770">2 平成24年1月に発生した孤立死の事案を受け、孤立化の観点から「地域づくりガイドライン」等を改正。 総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、相談支援体制づくり等の市町村の取組を支援。</p> <p data-bbox="461 848 1468 1003">3 障がい者、高齢者、子どもに対し、一体的にサービス等を行う事業の拠点となる多様な施設の整備を進める市町村の共生型基盤整備を支援。 (12市町 15か所)</p> <p data-bbox="488 1041 876 1077">○ 共生型基盤整備の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="531 1120 1457 1272">・ 愛別町 市街地にある旧幼稚園の建物を改修し、高齢者と障がい者の就労を通じた生きがいづくりや、地域ボランティアとの共同作業による交流促進の場となる共生型就労支援施設を整備。 <li data-bbox="531 1310 1457 1462">・ 釧路市 高齢者が運営するコミュニティカフェなど、住民の日中活動と交流の場及び高齢者・障がい者・母子世帯の居住の場などを整備。

項目	主な取組内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">障がい者の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく取組の推進 ■ 企業等と連携した就労支援の取組の推進 ■ 授産事業所等への官公需の発注促進 ■ 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進 ■ 授産製品の販路拡大 	<ol style="list-style-type: none"> 1 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員会」を開催し、プランに基づき、関係機関と連携しながら取組を推進。（推進委員会3回開催、部会1回開催） 2 「障がい者就労支援企業認証制度」に基づき、135社を認証。障がい者の就労を応援する企業を登録する制度(アクション)に基づき、470社を登録。（平成25年3月31日現在） 3 地方自治法に基づく「特定随意契約制度」の活用など、庁内部局が連携し授産事業所への発注を促進。 （特定随意契約制度による発注実績：199件 31,640千円） 4 「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホームページ（ナイスハートネット北海道）などを活用した、企業の仕事を授産事業所につなぐ共同受注や、フードコーディネーターによる商品開発の技術指導を実施。 企業と授産事業所の商談成約件数：195件 5 大型商業施設や赤れんが庁舎売店を活用した授産製品販売コーナーの設置。 （アリオ札幌及びイオン釧路昭和店・苫小牧店・帯広店：毎月2日間開催、赤れんが庁舎売店：常設）

表-1

平成24年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況

1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位:件数)

受付状況		処理の経過	
内容	件数		
協議申立等 受付件数	19		
申立書受理	5	協議終了	0
		地域づくり委員会での協議中	0
		相手方への調査結果を申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了	4
		事情の変更により終結	0
		地域づくり委員会の協議に向け開催準備中	1
相談のみ	14	相談者への説明・助言による終了	5
		他の相談専門機関等の紹介による終了	9
		相談取下げ	0
		相談継続中	0

2 圏域別受付状況

(単位:件数)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	桧山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
申立書受理	1	4													5
相談のみ	2	4	2			3				2		1			14
合計	3	8	2	0	0	3	0	0	0	2	0	1	0	0	19

3 障がい種別別受付状況

(単位:件数)

障がい種別	身体障がい							知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	不明	合計
	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	内部障がい	その他	不明	計						
申立書受理		1	1				2	1	1	1			5
相談のみ		2	2	1		1	6	2	5	1			14
合計	0	3	3	1	0	1	8	3	6	2	0	0	19

4 協議申立書の提出があった事案の概要

分野	圏域名	申立の概要等	主な対応
就労	空知	<p><申立人> 発達障がい者</p> <p><申立の概要> 就職先で障がい者であることを告知したところ、退職をするよう強いられたが、これは障がい者に対する権利侵害ではないか。</p>	<p>○ 双方に調査を行った結果、求められる業務が遂行できなかったため、退職の勧奨が行われたものであり、障がいを理由として退職を強要したのではないと判断された。</p> <p>[調査結果などを申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了]</p>
行政	石狩	<p><申立人> 精神障がい者</p> <p><申立の概要> 市役所から、申立人に対する窓口対応や手続等の業務を弁護士に一任した旨の文書が届き、以降、弁護士が対応している。手続等の業務を弁護士に委任した理由の説明がないが、このような市の対応は障がい者への差別に該当するのではないか。</p>	<p>○ 庁舎管理上、平穩が維持できない場合は、市側で手続に従って弁護士が対応する取扱いとしており、障がいを理由とした差別であると判断することができなかった。</p> <p>[調査結果などを申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了]</p>
就労	石狩	<p><申立人> 知的障がい者</p> <p><申立の概要> 障がい者の求人に応募しようとしたところ、身体障がい者以外の応募を拒否された。身体障がい者以外の応募も受け付けし、能力で採用の可否を判断して欲しい。</p>	<p>○ 会社に対し聴取調査を行った結果、会社側としては、身体障がい者以外の応募を拒否していないことがわかった。</p> <p>○ 会社側も申立人に対する説明不足を認め、改善を行うとの回答を得たことを申立人に伝えたところ、了解を得たため事案を終結。</p> <p>[調査結果などを申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了]</p>
生活	石狩	<p><申立人> 身体障がい者(聴覚障がい)</p> <p><申立の概要> 手話通訳者を介して、電話でインターネット等の光通信のプランを解約しようとしたが、手話通訳者だと本人意思の確認ができなため、解約できないと断られた。障がいによって差別が生じないよう、電話のできない聴覚障がい者のため、FAX、メールによる受付が可能な窓口を設けて欲しい。</p>	<p>○ 通信会社に確認したところ、会社側から</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者に対する本人確認は、ファックスやメールなどで対応できるよう検討したい。 対応方法を決定するまでの本人確認については、折り返しの電話をするなど、臨機応変に対応できるよう全職員に周知するとの回答があった。 <p>○ 申立人に調査結果を説明し、了解を得たため事案を終結。</p> <p>[調査結果などを申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了]</p>
生活 交通 行政	石狩	<p><申立人> 身体障がい者(肢体不自由)</p> <p><申立の概要> ①市立図書館の障がい者用トイレの扉が清掃用具の扉でふさがって利用できない。 ②野外(市の設置する公園等)の身障者用トイレが雪で利用できない。 ③バス停が雪による段差で利用困難である。 ④障がい者の相談をワンストップで対応できる体制を確保してほしい。 ⑤冬期間、道庁の障がい者駐車スペースがわかるようにしてほしい。</p>	<p>○ 関係機関に状況確認し、対応等について確認済みであるが、申立人からの希望により、4月以降に説明予定。</p> <p><確認内容> ① 市に状況確認したところ、建物改修、清掃職員ほかに周知済みとの回答を得る。 ② 市に確認したところ、各建物に管理者連絡先が掲示されており、定期巡回で不足のときは、個別に対応するとの回答を得る。 ③ 3つのバス事業者から状況確認したところ、委託巡回により除雪しているが、不足のときは、要請があれば、随時対応するとの回答を得る。 ④ 障害者総合支援法において、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が相談窓口を設置することとされていることを説明の上、お住まいの地域の相談窓口を紹介。 ⑤ 警備員による誘導に加え、障がい者駐車スペースの表示を見やすく改善を図った。</p> <p>[継続]</p>

申立事案の分野別処理状況

分野	処理状況		調査結果などを申立人に伝えたところ、委員会の協議に至らず終了	状況の変化により申立事案が消滅し、委員会の協議に至らず終了	合計
	協議終了	協議継続中			
生活		1	1		2
就労			2		2
行政		1	1		2
交通			1		1
合計	0	3	4	0	7

※複数の分野にわたる申立があるため、申立受理件数と合計は一致しない。

表-2

北海道障がい者権利擁護センターにおける相談対応状況（平成24年10月～平成25年3月）

1-1 事案別状況（単位：件）

虐待事案	身体障がい	5
	知的障がい	6
	精神障がい	4
	合計	15
その他事案		20
合計		35

※「その他事案」の主なもの
障害福祉サービス事業所職員の対応への不満、などについて、相談・情報提供があった。

1-2 虐待の種別別状況（単位：件）

		虐待の種別				合計
		養護者	施設	使用者	医療機関	
虐待事案	身体障がい	2	3			5
	知的障がい	1	2	3		6
	精神障がい	1	2	1		4
	合計	4	7	4	0	15

1-3 虐待の態様別状況（単位：件）

		虐待の態様					合計
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	
虐待事案	身体障がい	1	1	1	2		5
	知的障がい	2	1		1	2	6
	精神障がい	1	1	2			4
	合計	4	3	3	3	2	15

2 制度に関する照会・相談

市町村からの照会・相談	3
-------------	---

<これまで相談を受け関係機関に通報・報告等した虐待事案の概要>

No.	虐待の種別	虐待の態様	被虐待者の障がい種別	事案の概要	通報・報告等先
1	養護者による虐待	放棄・放任	身体障がい	寝たきり状態で栄養状態が悪い、入院を勧められているが、母が治療を拒否している。	専門相談（法律）の利用
2	養護者による虐待	経済的虐待	知的障がい	本人の障害年金を兄妹がそれぞれの生活費に充ててしまうため、希望するグループホームへ入居できない。	市町村
3	養護者による虐待	心理的虐待	身体障がい	夫から、日常的に罵声を浴びせられている。	本人に市町村窓口を紹介
4	養護者による虐待	身体的虐待	精神障がい	夫と口論となり、夫の暴力により肋骨を骨折した。	専門相談（医療）の利用
5	施設従事者等による虐待	心理的虐待	精神障がい	本人が職員に対し暴言をはいた事実がないのに、誰かの言葉を鵜呑みされ本人に対し施設従事者から罵倒された。	本人の希望により専門相談（法律）を紹介（キャンセル）
6	施設従事者等による虐待	性的虐待	精神障がい	利用している就労支援移行事業所の管理者からしつこく交際を求められたり、性的いやがらせを受けた。	市町村及び指導機関
7	施設従事者等による虐待	身体的虐待	知的障がい	利用している通所介護の職員に殴られたり、蹴られたりしたような形跡がある。	市町村及び指導機関
8	施設従事者等による虐待	性的虐待	身体障がい	居宅介護事業所の職員に性的虐待を受けた。	市町村及び指導機関
9	施設従事者等による虐待	経済的虐待	知的障がい	施設職員から同僚の借金を返済させるための金銭の提供を強要された。	市町村及び指導機関
10	施設従事者等による虐待	身体的虐待	身体障がい	施設職員から拳骨で殴られている。	市町村及び指導機関
11	施設従事者等による虐待	放棄・放任	身体障がい	施設職員に対し、入所者から暴力を受けていることを話し辞めて欲しいと訴えているが改善がない。	市町村及び指導機関
12	使用者による虐待	性的虐待	知的障がい	本人が嫌がっているにも関わらず、経営者が無理矢理キスを迫ったり、体を触った。	北海道労働局
13	使用者による虐待	心理的虐待	精神障がい	障がいを理由に降格や配置転換された。責任ある仕事に就けるよう、第三者を入れて話し合いを持とうとしたが、解雇を匂わせる発言をされ脅かされた。	北海道労働局
14	使用者による虐待	身体的虐待	知的障がい	何度言っても作業を理解しないことを理由に殴られた。	北海道労働局
15	使用者による虐待	放棄・放任	知的障がい	就労先で、職場の複数の同僚から暴行を受けた。当時の使用者の状況は不明であるが、通報を受けた市は放置等（身体的虐待）と報告。	北海道労働局

表-3

平成24年度 地域づくり委員会の開催回数及び協議を行った地域課題

振興局	開催回数	地域課題
空知	2	・地域自立支援協議会の活性化について
石狩	4	・視覚障がい者の暮らしづらさについて～道路の横断と路面電車の利用にあたって～ ・札幌市以外に居住する障がい者の就労支援について
後志	2	・グループホーム・ケアホームの世話人の資質の向上、地域格差の是正について
胆振	3	・「市町村地域生活支援事業」における地域格差について
日高	2	・障がい者の地域生活について(金銭管理、地域移行) ・障がい者の虐待防止について
渡島	2	・教育を通じての課題について～特別支援教育と保健福祉についての検討～ ・障がい者の就労について～特別支援学校等卒業者の進路等の検討～ ・障がい者が暮らす地域における支援体制づくりについて～地域への理解促進・普及啓発の取り組みを通して
檜山	2	・障害者に対する相談支援体制の充実について
上川	5	・地域福祉計画の策定を踏まえた地域課題の把握について(移動手段の確保、児童の通学支援、教育を受ける権利の保障) ・地域課題を踏まえた上川圏域独自の相談支援システムの構築について
留萌	1	・障がいがあっても地域で生活することが当たり前であることについての地域社会全体の共通認識づくりについて ・市町村の相談支援体制の充実・強化について ・障がい者を支援する機関、事業者等のネットワークについて ・移動支援サービスについて
宗谷	3	・市町村における相談支援体制の充実・強化について ・コミュニケーション支援(手話通訳)について ・地域自立支援協議会の設置・運営について ・コミュニケーション支援について
オホーツク	3	・相談支援について
十勝	3	・身体障がい者等用駐車場の適正利用について ・障害者虐待防止法について ・障害児入所施設の在り方について
釧路	1	・市町村の相談支援体制の充実・強化について ・福祉避難所の整備等について
根室	1	・市町村の相談支援体制の充実・強化について
合計	34	

※「開催回数」欄は、申立事案についての協議を含めた平成24年度の総開催回数。

北海道障がい者条例第2章に関連する主な施策の概要

項目	施策等の名称 (所管部局名)	取組の概要
第9条 関係法令等との調和	○第2期北海道障がい者基本計画の作成 (保健福祉部)	■ 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成25年度から平成34年度を期間とする計画を作成した。
	○北海道障がい者条例の改正 (保健福祉部)	■ 「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたことなどに伴い、関係規定の整備を行った。
	○障害者就業・生活支援センターの設置促進 (経済部)	■ 障害者雇用促進法に基づき、設置しているセンター(道内11ヶ所)において、就業面にあわせ、生活面における支援を必要とする障がい者に対して一体的な相談・支援を行った。
	○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成 (経済部)	■ 障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済6団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進について要請を実施するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施した。
第10条 道民等の理解の促進	○障がい者条例に係る普及啓発事業 (保健福祉部)	■ 条例に関するフォーラムを開催(上川)するとともに、地域づくり委員会の活用促進のため、各種会議等における条例の概要説明や条例の理念等を説明したパネル展を開催した。
	○就労支援に関する普及啓発 (保健福祉部)	■ 道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。 ■ 申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者就労支援ロゴマーク」を配布し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を図った。
	○障がい者の権利擁護等に係る啓発事業 (地域人権啓発活動活性化事業) (保健福祉部)	■ 障がい者に対する差別、虐待等権利擁護に関するパンフレットを作成し、市町村など関係機関に配布することにより、障がい者の権利擁護の取組について普及啓発を図った。
第11条 企業等の取組の支援	○民間企業等との協働事業 (保健福祉部)	■ 大型商業施設(アリオ札幌・イオン札幌昭和店、苫小牧店、帯広店)での授産製品販売及びコンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログでの授産製品取り扱いや赤れんが庁舎売店に常設の授産製品販売コーナーにより、授産製品の販路拡大などを行った。
	○工賃倍増集中対策事業 (保健福祉部)	■ 北海道社会福祉協議会を障がい者就労支援業務を一元的に推進する法人として指定し、企業と授産事業所の仕事をつなぐ共同受注システムを運営するなど総合的な就労支援に取り組んだ。 ■ 道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、企業認証の取得やアクションへの登録を働きかけするなどPRを行い、認証、登録企業の拡大を図った。
	○官公需の発注促進 (保健福祉部)	■ 授産事業所等への官公需の発注促進のため、条例推進本部幹事会等を活用するなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。
	○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成 (保健福祉部・経済部)	■ 保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を試行的に実施した。 ■ 経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を導入し、障がい者雇用事業所に配慮した企業に対するの優遇措置を行った。
	○障がい者就業サポーター派遣事業 (経済部)	■ 道内6地域に障がい者就業サポーターを配置し、障がい者雇用未経験企業等に対し雇用管理等に関するアドバイスを行い、企業における障がい者雇用の一層の拡大と職場定着の促進を図った。

項目	施策等の名称 (所管部局名)	取組の概要
第12条 医療とリハビリ テーションの確保	○ 北海道病院事業 (保健福祉部)	<p>■ 精神医療 道立病院として精神科医療における圏域の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。 緑ヶ丘病院 187床 向陽ヶ丘病院 146床</p> <p>■ 精神科リハビリテーション 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施した。</p> <p>■ 児童思春期精神医療 緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療に取り組むとともに、向陽ヶ丘病院においては、児童・思春期の患者に対応するほか、発達外来を開設し、オホーツク管内から緑ヶ丘病院に通院している患者のうち、状態が安定している患者を対象に月2回治療教育を実施した。</p> <p>■ 小児高度専門医療・子ども総合医療・療育センター 小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供した。</p>
	○ 身体障害者扶助費(更生医療) (保健福祉部)	<p>■ 市町村が実施する、障害者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得するために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障害者福祉の向上を図った。</p>
第13条 移動手段の確保	○ バス利用促進等総合対策事業費補助金 (総合政策部)	<p>■ 高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、バス事業者が実施する超低床ノンステップバスの導入に対する助成を行った。</p>
	○ 市町村地域生活支援事業(移動支援事業) (保健福祉部)	<p>■ 屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の移動支援事業に対する助成を行った。</p>
	○ 障害者社会参加総合推進事業 (保健福祉部)	<p>■ ガイドヘルパーネットワーク事業 都道府県間及び市町村間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを確保するためのネットワークを整備するため市町村や事業者等に関する情報提供や連絡調整を実施した。</p> <p>■ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時等移動の際に支援を行う介助員を派遣した。</p>
	○ 身体障害者補助犬育成事業費補助金 (保健福祉部)	<p>■ 北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障害者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援した。</p>
第14条 切れ目のない支援	○ 市町村発達支援センターに対する専門的支援 (保健福祉部)	<p>■ 発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援や療育を受けることができるよう、市町村が指定する発達支援センターに対し、必要な専門的支援を行った。</p>
	○ 特別支援教育総合推進事業 (教育庁)	<p>■ 「特別支援教育総合推進事業」として文部科学省の補助を受け、14圏域すべてを推進地域として指定し、特別支援連携協議会の開催や専門家チームによる巡回相談等に取り組んだほか、「特別支援教育充実セミナー」を開催し、個別の教育支援計画の活用と関係機関の連携推進を図った。</p>

項目	施策等の名称 (所管部局名)	取組の概要
第15条 保健・福祉及び教育との連携	○私立幼稚園管理運営対策費補助金 (総務部)	■ 幼稚園における障がい幼児の教育の充実と父母負担の軽減を図るため、障がい幼児を受け入れ、特別支援教育を積極的に行う私立幼稚園に対し助成を行った。
	○放課後児童対策等事業費補助金(放課後児童クラブ支援事業) (保健福祉部)	■ 放課後児童クラブを実施する施設(放課後児童クラブ)に対し、ボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断、障がい児受入のための指導員の確保等を行う事業に対する助成を行った。
	○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業 (教育庁)	■ 特別支援学校に在籍し「医療的ケア」が必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知識・技能等を習得するための研修会を実施した。
第16条 高齢者施策等との連携	○すべての人にやさしいまちづくり推進事業 (保健福祉部)	■ 病院、診療所、美術館等の道立施設の利便性、安全性の向上を図り、高齢者、障がい者、妊産婦をはじめすべての人々が利用しやすい建物とするため、身体障がい者用トイレや障がい者専用駐車場の整備等を行った。
	○共生型基盤整備事業 (保健福祉部)	■ 市町村が実施する、障がい者、高齢者、児童などに一体的にサービス等を提供する拠点施設の整備に対する助成の活用を促進した。
	○公営住宅整備事業 (建設部)	■ 北海道住生活基本計画に基づき、道営住宅におけるシルバーハウジングやユニバーサルデザインの視点に立った住宅の整備を推進し、市町村営住宅への普及を促進した。
第17条 障がい者の家族に対する配慮	○精神障がい者家族支援事業 (保健福祉部)	■ 精神障がい者を抱える家族が互いの悩みを共有し、情報交換等を行うことができるよう地域において開催する家族交流会やセミナー、勉強会等、家族相互の交流を促進する事業に対し助成を行った。
	○発達障害者支援体制整備事業 (保健福祉部)	■ 発達障害者支援(地域)センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。
	○児童家庭支援センター運営事業 (保健福祉部)	■ 児童家庭支援センターを委託運営し、児童や家庭に対する各般の問題につき、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。
第18条 地域間格差の是正等	○福祉・介護分野の人材の確保 (保健福祉部)	■ 社会福祉関係職員の研修や福祉職場の就労希望者への相談や就労斡旋その他福祉・介護分野の人材確保、養成を図るための事業を行った。
	○地域づくりガイドラインの一部改正 (保健福祉部)	■ 平成24年1月に発生した孤立死の事案を受け、市町村に対し「地域ガイドライン」に定める機能の確保状況を調査した結果、取組が進んでいないことが明らかになったことから、孤立化の観点からガイドラインの見直しを行い、さらなる普及啓発を図った。